農業スポットワーク活用促進事業実施要綱

7産労農振第2814号
令和８年３月２日

（通　則）

第１　この要綱は、農業スポットワーク活用促進事業（以下、本事業という）の実施に必要な基本的事項を定めるものとする。

（目　的）

第２　休日や空き時間等を利用して、短時間だけ働きたいという社会的ニーズが高まっている一方で、東京農業は担い手不足や高齢化による労働力不足が課題となっている。

このため、本事業は、東京の農業者がスポットワークを活用する環境を整えることで労力確保等の課題解決を図るとともに、農業関係人口を拡大し東京農業の維持発展に寄与することを目的とする。

（定　義）

第３　この要綱における用語は、次に定めるところによる。

(1) スポットワーク

短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働く就労形態をいう。

(2) スポットワーカー

スポットワークで勤務する者をいう。

(3) 求人サービス事業者

情報通信技術を活用したプラットフォームを運営し、スポットワークを希望する個人と、当該就業に係る労務の提供を必要とする事業者との間のマッチングの機会を提供することにより、両者間の就業の成立を仲介する事業者をいう。

（事業内容）

第４　都は第２の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 東京都内の農業分野におけるスポットワークの利用を推進するために、求人サービス事業者との協定を締結する。

(2) (1)を実施するために、協定先の公募、選定及び連携を行う。

(3) 農業者に対して、スポットワークの有用性や手続等の説明会を設定する。

(4) 農業者のスポットワークの利用を促進するため、利用に係る経費の一部を支援する奨励金の仕組みを構築する。

(5) その他、本事業実施に必要な事項を実施する。

２　前項の事業を実施するにあたり会議体を設置・運営する場合、別に定めるところにより実施する。

（事業推進体制）

第５　円滑かつ適正に本事業を実施し、また、本事業の実効性を上げるため、都は、協定を締結する求人サービス事業者、農業団体等と連携するとともに、本事業の趣旨、内容等の周知に努めるものとする。

（その他）

第６　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。